

指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第20号

指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年静岡県条例第34号）
の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第4条 指定障害福祉サービス事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第3章、第4章及び<u>第8章から第14章まで</u>に規定する事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第4条 指定障害福祉サービス事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第3章、第4章及び<u>第9章から第16章まで</u>に規定する事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。